

流通経済大学における「人を対象とする研究」倫理規準

(制定 平成 23 年 7 月 4 日)

(目的)

第 1 条 この規準は、流通経済大学教育・研究倫理綱領に基づき、本学が実施する「人を対象とする研究」に関し必要な事項を定め、研究が倫理的、法的、社会的に適正に実施されることを確保することを目的とする。

(研究の基本)

第 2 条 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、個人の生命及び尊厳を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法及び手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究者が、人を対象とする研究を行う場合、安心かつ安全な方法で行い、研究対象者の身体的もしくは精神的負担または苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(定義)

第 3 条 この規準において、次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「人を対象とする研究」とは、個人を対象に、その行動、心身もしくは環境等に関する情報を収集し、またはデータ等を採取して行われる研究活動をいう。
- (2) 個人の情報またはデータ等とは、個人の思想、信条、身体、行動および環境等に関する情報またはデータのことをいう。
- (3) 「研究者」とは、本学の研究活動に従事する者を示し、大学院生および学部学生が学術研究に関わるときは、「研究者」に準ずるものとする。

(研究者の説明責任)

第 4 条 研究者が、個人の情報またはデータ等を収集または採取する場合は、研究対象者に対して研究目的、研究計画および研究成果の発表方法等について、事前に分かりやすく説明しなければならない。

2 研究者は、個人の情報またはデータ等を収集または採取する場合、研究対象者に対し何らかの身体的もしくは精神的負担、または苦痛を伴うことが予見されるとき、その予見される状況を事前に分かりやすく説明しなければならない。

3 研究者は、研究対象者が前第 1 項および第 2 項について認識できない場合は、本人に代わる者に対し、事前に分かりやすく説明しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第 5 条 研究者が、個人の情報またはデータ等を収集・採取するときは、予め研究対象者の同意を得なければならない。

2 「研究対象者の同意」には、個人の情報またはデータ等の取扱い、および発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。

4 研究対象者からの同意は、原則として文書により行い、研究者は、その記録を作成の日から起算して最低 5 年間保管しなければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究者が第三者に委託し、個人の情報もしくはデータ等を収集または採取する場合は、この規準の趣旨に則った契約を交わして行なわなければならない。

(研究計画等の審査)

第7条 「人を対象とする研究」を行う場合、必要に応じて、研究計画等審査申請書を学長に提出し、研究計画等の審査を受けなければならない。

2 研究計画等の審査は、研究倫理審査委員会で行うが、あらかじめ各学部、研究科等で事前審査を行うことができる。なお、事前審査のため各学部、研究科等に研究倫理事前審査委員会を置くことができる。

3 研究倫理審査委員会については、別に定める。

(改廃)

第8条 この規準の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1. この規準は、2011年4月1日から施行する。